

美味しいお酒の法と政策

～アジアのワイン市場とワイン産業～

第33回・シンガポール① ～シンガポールと酒事情～

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

シンガポールと酒の規制

シンガポール共和国 (The Republic of Singapore) は、面積719.9平方キロメートルで東京23区をやや上回る程の広さの国家である。2018年6月末の人口は、564万人。民族構成は、中国系 (74.3%)、マレー系 (13.4%)、インド系 (9.0%)、その他 (3.2%) で、公用語は、英語、中国語 (北京語)、マレー語、タミル語である。

シンガポールと酒といえば、左党がまずはじめに思い浮かぶのが、ワインではなく、やはり「シンガポールスリング」である。ラッフルズホテルのロング・バー (Long Bar) が、このシンガポールスリング発祥の地であり、今でも、ピーナッツの殻をわざと床に落とす習わしが続いており、筆者も遠慮なしに殻を床に落として、熱帯夜のなか、至福の一杯を堪能した。

ところで、シンガポールの飲酒年齢は18歳以上であるが (タバコも18歳以上)、2015年4月1日より、平日は午後10時半、休日は午後8時から朝7時までの間は公共の場での飲



<ピーナッツはオリジナル袋にどっさり入っている>

酒が禁止された (販売についても同様で、たとえば10時半以降コンビニで酒の販売は禁止となる)。ただし、レストランやホーカー (屋台街) では、10時半を過ぎた場合でも、その場で飲み続けることは可能である。なお、この法律に違反した場合、1000シンガポールドル (以下、「S\$」と記す。) 以上の罰金または最長3か月以下の禁固刑となり、かなり厳しい対応となっている。

次に、シンガポールの酒税であるが、はじめに関税について述べる。シンガポールの関税体系は、一般関税と特惠関税の2種類に分かれ、一般関税は、輸入税 (Customs Duty) を指すが、輸入時にはその他に物品税 (Excise Duty) が課税される品目があることから、シンガポール税関は、輸入税と物品税を合わせて、輸入課税品目と定義している。

この場合、一般関税 (輸入税) の課税対象品目は、スタウト (黒ビール)、ビール、薬用サムスー (サムスーとは、ハーブなどを配合した穀物蒸留酒)、その他サムスーなどの8品目に限られている。したがって、ワインについては物品税 (本来、内国税であるが、上記のとおり輸入関税の一種として機能する。) のみが課税されることになる。なお、日本とシンガポールとは自由貿易協定 (FTA) を締結しているため、日本の酒には関税はかからない。ビールについても、FTAの対象となるので、関税はかからない。

ワインにかかる物品税は、従量税方式となっており、アルコール分量1リットル当たり88S\$であり、さらに含まれるアルコールの割合によって税額が変動する仕組みをとっている。たとえば、アルコール分12%のワインボトル1本 (750ミリリットル) あたりの

物品税は、 $0.75\text{ l} \times 88\text{ S\$}$ (物品税) $\times 0.12$ (アルコール度数) $= 7.92\text{ S\$}$ となり、1S\$を79円で換算すると、625円となる。一方、日本では、ワインについては、1キロリットルにつき90,000円の定額税 (2020年10月より1キロリットルにつき80,000円から90,000円となり、2023年10月よりさらに100,000円に引き上げられる) であるので、 $0.75\text{ l} \times 90\text{ 円}$ (酒税) $= 67.5\text{ 円}$ となり、シンガポールは日本の約10倍の酒税が課税されることになる。

なお、このようにシンガポールの酒税は高額になることから、たとえば旅行者が日本から酒を持ち込む場合もある。しかし、その持ち込む量についても2019年4月1日から、合計2ℓまでに規制されているので注意を要する。なお、次の表の Option 1～5の組合せ以外は、すべて課税の対象となるので、この点についても注意する必要がある。

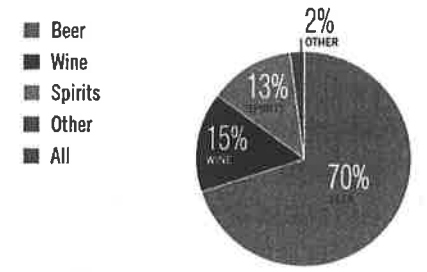
Option	Spirits	Wine	Beer
1	1 litre	1 litre	-
2	1 litre	-	1 litre
3	-	1 litre	1 litre
4	-	2 litres	-
5	-	-	2 litres

【Spirits 蒸留酒】焼酎、泡盛、ウイスキー、ウォッカなど
 【Wine ワイン】ワイン、日本酒、ビール以外の醸造酒
 【Beer ビール】ビール類

シンガポールとビール

シンガポールの一人あたりの2016年の純アルコール消費量 (15歳以上の総人口) は、WHOの2018年資料 (Global status report on alcohol and health 2018) によると、2.0ℓである。ちなみに日本は8.0ℓ、中国7.2ℓ、韓国10.2ℓ、タイは8.3ℓ、マレーシア0.9ℓ、フィリピン6.6ℓ、ベトナム8.3ℓであるので、消費量は全体として多くないことがわかる。それでもシンガポールでの消費量の多い酒は、順番に、ビールが70%、蒸留酒が15%、ワインが13%となっている。

Recorded alcohol per capita (15+) consumption (in litres of pure alcohol) by type of alcoholic beverage, 2016 or latest year available



【出典】「Global status report on alcohol and health 2018」

シンガポールは、酒に限らず国内で消費されるもののほとんどを輸入に頼っているが、ビールについては、自国で生産している。最も有名なものは、アジアパシフィック・ブルワリー社のタイガー (Tiger)・ビールである。そのほかに注目すべきブランドには、アンカー (Anchor: タイガー・ビールに比べてアルコール度数が小さく (4.5%)、味も薄めであるが、苦みが少ないもの)、ラッフルズ (Raffles: アルコール度数は4.5%で飲みやすい)、ABCエクストラスタウト (ABC Extra Stout: シンガポールを代表する黒ビールで、アルコール度数は8%と高い) などがある。

ビールについての課税は、シンガポール産のビールの場合、物品税+GST (Goods and Services Tax: 日本の消費税に相当) が課税される。一般の酒については、アルコール分量1ℓ当たり88S\$×アルコール度数となるが、ビールについては軽減の対象となっており、60S\$/ℓである。たとえば、アルコール度数5%のビール1ℓの場合、 $1\text{ l} \times 60\text{ S\$} \times 5\% = 3\text{ S\$}$ の物品税となる。さらに、これにGSTが7%課税される。なお、GSTについては、2021年～2025年のいずれかの時期に9%へと引き上げられることが決定している。

【次号へ続く】